

2026年度神戸大学基金奨学金（新1年次生対象）給付要項

神戸大学基金により、経済的支援を必要とする学部新入生で成績、人物共に優秀な学生に対し、修学・生活支援を目的とした奨学金を給付する。

なお、学生に対する経済的支援には、大学等における修学支援に関する法律の施行に伴い実施される高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という）における授業料減免の制度があり、この制度と合わせて修学・生活の経済的支援を必要とする学生に入学初年度の学資援助を拡大しようとするものである。

1. 給付対象者及び給付金額

- （1）給付対象者：新1年次生のうち、新制度における授業料減免区分が、多子世帯を除く、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の学生
ただし、他の奨学金等の給与・貸与を受けている学生は、その奨学金等が併用不可でない場合に限る。

- （2）給付金額：1人当たり15万円

2. 給付決定通知

給付の決定は、高等教育推進機構全学教育協議会学生支援専門委員会で協議のうえ、高等教育推進機構全学教育協議会の議を経て学長が行い、その結果を給付対象者に通知する。

3. 奨学金の給付方法

一括支給する。（9月中の予定）

4. 奨学金の返還

受給者が当該年度途中に、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- （1）退学又は転学したとき。
- （2）休学又は長期欠席したとき。
- （3）懲戒処分を受けたとき。
- （4）学業成績が不良となったとき。
- （5）奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- （6）前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

5. 奨学金の辞退

給付対象者は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

6. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- （1）退学又は転学しようとするとき。
- （2）休学又は長期欠席しようとするとき。
- （3）奨学金を必要としない理由が生じたとき。

なお、上記以外に住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったときにも速やかに届け出なければならない。

7. その他

受給者は、神戸大学の使命、憲章、ビジョンの内容を把握すると共に、神戸大学基金の趣旨を理解していることが望まれる。

〈本件照会窓口〉

学務部学生支援課奨学支援グループ

E-mail: stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp